

東かがわ市公告第58号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月10日

東かがわ市長 上村 一郎

記

1 当該特定空家等の所在等

所在 東かがわ市馬篠 431 番 4

構造 木造瓦葺平屋建 床面積 222.56 平米

2 措置を命ぜられるべきものが行うべき措置の内容

建物除却(基礎を除く。)及び敷地内残置物の撤去

3 2の措置が必要となる理由

屋根は崩落し、外壁は崩れている状態が認められ、周辺の道路に対する危険の切迫性が高く、このことが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。

4 措置の期限

令和 7 年 12 月 12 日

5 動産等の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利を主張しようとするものは、4の措置の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、7の問い合わせ先に通知すること。

6 市長等による措置

4の期限までに2の措置が行われない場合は、市長又はその命じたもの若しくは委任した者が、当該措置を行う。

7 問い合わせ先

東かがわ市事業部都市整備課

電話：0879-26-1304

FAX：0879-26-1344